

令和2年3月1日
大青申発第178号

会員各位

一般社団法人大和青色申告会
会長 吉川 精
税制委員会
委員長 柴 田



申告所得税の申告・納付期限延長に伴う大和青色申告会の相談・指導 及び 確定申告書とりまとめ期限の変更について

平素より会活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般国税庁より新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について令和2年4月16日（木）まで延長され、また申告所得税及び個人の消費税の振替納税の振替日についても延長されることが発表されました。

当会といたしましても国税庁の方針に沿い、申告所得税の相談・指導及び確定申告書のとりまとめ期限を下記実施要項のとおり延長することといたしました。

なお、既に確定申告がお済の方で納付を済まされた方には影響ありません。

実施要項

日 程	時 間	会 場
令和2年3月17日（火） ～3月31日（火）【※1】	9時00分～15時30分 (12時～13時は休憩)	一般社団法人大和青色申告会

- ※1 4月1日～4月16日につきましては、ご相談には対応させていただきますが、申告書類等のご自身で所轄の税務署へご提出願います。
- ※2 e-Taxでの確定申告を希望される場合は、マイナンバーカードを利用した本人送信のみとなります。
- ※3 実施要項に変更がある場合は大和青色申告会ホームページにてお知らせいたしますので、インターネット環境のある方はご覧ください。
- ※4 感染予防のため指導従事者もマスクを着用しております。ご理解を賜りますようお願いいたします。



一般社団法人大和青色申告会

事務局 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壺番館1階

電話 046-262-5111



ホームページ
QRコード